新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法 の臨時特例等に関する法律施行規則案 概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(令和2年6月12日成立。以下「臨時特例法」という。)の施行に伴い、臨時特例法第3条第1項の規定による基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)等の実施に必要な規定の整備を行う。

2. 省令案の概要

【特例延長給付について】

特例延長給付の支給を受ける受給資格者に係る受給期間の調整規定等を整備する。

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金について】

臨時特例法第4条の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給に係る要件等を定める。

【臨時特例法第5条第1項の給付金について】

臨時特例法第5条第2項において雇用保険法(昭和49年法律第116号)の 立入検査等の規定を準用していることに伴い、本省令案でも雇用保険法施行 規則(昭和50年労働省令第3号)の立入検査等の規定を準用する。

3. 施行期日等

公 布 日 臨時特例法の公布の日 施行期日 公布の日